

食品安全委員会食品安全確保総合調査の評価に関する指針 (平成25年6月4日 調査・研究企画会議決定)

最終改正：令和8年3月25日

第1 趣旨

この指針は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条1項6号に規定する科学的調査として食品安全委員会が行う食品安全確保総合調査（以下「調査」という。）の対象課題の評価を適切かつ公正に実施するために必要な基本的事項を定めることにより、調査の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

第2 評価内容

1 評価項目及び評価基準

調査の終了後、評価を実施するものとし、評価項目及び評価基準は別紙1に定めるとおりとする。

2 評価票の作成

評価の実施に当たっては、食品安全委員会事務局において、別紙2の評価票を作成し、資料として、研究・調査企画会議（以下「企画会議」という。）に提出するものとする。

第3 評価の実施に当たっての留意事項

1 評価の客観性の確保

企画会議は、評価の客観性を確保するため、評価の実施に当たっては、評価の効果を定量的に把握することができる評価手法を活用するよう努めるものとする。

2 評価の公正性の確保

企画会議の構成員は、自らが現に所属している部署（直接に監督又は管理の権限が及ぶ範囲）が調査に関与している場合には、評価に参加できないものとする。

3 評価の実施に当たっての秘密の保持

評価の実施に当たっては、個人情報や企業秘密の保護、知的所有権の取得に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

別紙1 評価項目及び評価基準

1 調査の正確性

仕様書や事務局の指示に沿って正確に、誤りなく作業できたか。

2 調査の効率性

作業を効率的に進め、タイムスケジュール通り実施できたか。

修正について期日までに対応したか。

3 調査の有用性

食品健康影響評価の策定等の食品安全委員会の業務に有用な結果が得られたか。

別紙2 評価票

調査課題名	調査実施事業者	評価項目					
		正確性		効率性		有用性	
		評点	事務局コメント	評点	事務局コメント	評点	事務局コメント

注) 評点は、5点満点とする。

5点：優れている

4点：やや優れている

3点：普通

2点：仕様書の内容は満たしているが、改善すべき点が散見される

1点：仕様書の内容を満たしていない